

国・千葉県・野田市における男女共同参画施策の経過

		平成8年～	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
国			◎男女共同参画社会基本法施行(国・県)基本計画策定義務(市町村)基本計画策定努力義務	○男女共同参画基本計画策定		計画期間：平成13年～17年			○(第2次)男女共同参画基本計画策定		計画期間：平成18年～22年			○(第3次)男女共同参画基本計画策定	計画期間：平成23年～27年		
千葉県	男女共同参画施策					計画期間：平成13年～17年			○(第2次)千葉県男女共同参画基本計画策定		計画期間：平成18年～22年			○(第3次)千葉県男女共同参画基本計画策定	計画期間：平成23年～27年		
野田市		○女性行動計画「フレッシュプランのだ」策定		○女性行動計画「フレッシュプランのだ」後期推進計画策定	男女共同参画社会基本法に基づき策定(改訂)新規重点施策①DV対策(シェルター、相談窓口の設置)②審議会の女性委員の登用率30%③子育て環境の整備(保育事業の充実)	後期推進計画期間：平成13年～16年		○野田市男女共同参画計画策定		計画期間：平成17年～21年			○第2次野田市男女共同参画計画策定		計画期間：平成22年～26年		
					全体計画期間：平成8年～16年												
国					◎DV防止法施行 ・対象を配偶者からの暴力とする ・都道府県の婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置付ける(都道府県の義務) ・保護命令制度の創設(身体的暴力に限る)			◎改正DV防止法施行(1度目の改正) ・対象を元配偶者まで拡大 ・保護命令制度の拡充(子どもまで拡大、退去命令期間を延長) ・国の基本方針、県の基本計画が義務付けられる				◎改正DV防止法施行(2度目の改正) ・市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務が市町村の努力義務となる ・保護命令制度の拡充(精神的暴力も対象となり、電話・メール等の禁止が追加)					
千葉県	DV施策				○DV防止法に基づき、婦人相談所(女性サポートセンター)を配偶者暴力相談支援センター(DVシェルター)として位置付ける			○県内14ヶ所の保健所(健康福祉センター)を配偶者暴力相談支援センターに位置付ける	○千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定	計画期間 平成18年～20年		○千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)策定	計画期間 平成21年～23年		○千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)策定	計画期間 平成24年～28年	
野田市					○野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定 ○野田市緊急一時保護施設設置(DV被害女性の保護開始)		市営住宅の入居緩和、市営住宅を活用したステップハウスの設置、民間賃貸住宅の家賃助成などの支援策を随時創設					○第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱策定(市町村基本計画として位置付ける) ○男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターとして位置付ける		配偶者暴力相談支援センターとして、総合的なコーディネートを図る			